



人権職員の
ちょこっと

子どもの人権

「児童虐待」と「いじめ」について

先日、学校教育課によるいじめに関する研修を受けました。いじめの本質は今も昔もあまり変わってないように思いますが、新しくSNSを使ったネット上のいじめが加わったことで、いじめが複雑化しているといわれています。「いじめ」を起こさない環境を整えていくとともに、子どもたちが、それぞれの違いを認め、自分が大切であるという自己肯定感をはぐくんでいけるよう、幼少期からの人権教育や継続的な人権啓発の必要性を感じました。



子育て等に関する相談窓口

虐待が疑われる子どもを見つけたとき

- ・香南市福祉事務所 ☎:57-8509
- ・香南警察庁舎 ☎:55-0110
- ・高知県中央児童相談所 ☎:088-821-6700

子育てに悩んだとき

- ・香南市総合子育て支援センター「にこなん」 ☎:50-5257

私たちは誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利「人権」を持っています。1989年(平成元年)に「子どもの権利条約」により、子どもの「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」の4つの権利を守ることが定められ、日本では1994年(平成6年)に正式に承認されました。

しかし、近年、児童虐待やいじめ、貧困等、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。児童虐待には「心理的虐待」「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」があり、親や親に代わる保護者が加害者になることが多くみられます。本来、子どもを守るべき立場にある親や保護者が子どもの心や体を傷つけることは人権侵害に当たります。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、市や児童相談所等に通告する義務があります。痛ましい事件を起こさないためにも子育てや家庭生活等の悩みを一人で抱え込まず、まずは相談してみませんか。相談窓口については市役所、支所、市民館等で一覧を配布し、香南市のホームページにも掲載しています。

児童虐待と同様に子どもの人権を侵害する「いじめ」は、いじめを行った側に悪気がなくても、いじめを受けた側が心身の苦痛を感じた場合、いじめに該当します。「いじめ」はどの学校、どの児童にも起こりうる問題であり、香南市では6月18日(木)に学校教育課が市職員を対象とした、いじめについての研修を実施しました。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう取り組んでいきます。



▶いじめに関する職員研修

全国一斉「子どもの人権110番」

高知地方法務局と高知人権擁護委員連合会は、児童生徒の皆さんからの電話相談を受け付けています。(相談無料・秘密厳守)

実施期間：令和2年8月28日(金)～9月3日(木)
8:30～19:00 ※土・日は10:00～17:00
電話番号：0120(007)110 ※フリーダイヤル・IP電話不可
取扱内容：いじめ、体罰、児童虐待等の子どもの人権問題

※電話相談に関するお問い合わせは、高知地方法務局人権擁護課まで(☎:088-822-3503)

知っていますか？高齢者虐待！

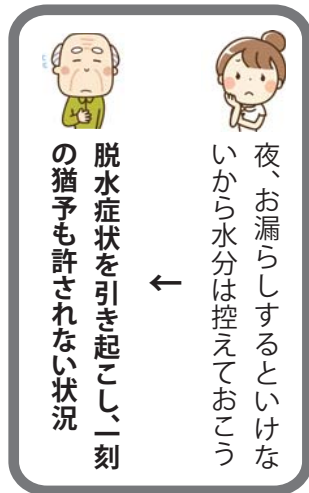
■さまざまな種類がある「高齢者虐待」

「高齢者虐待」という言葉から、凄惨で悪意に満ちたものを想像することが多いのではないのでしょうか？虐待は、殴る・蹴るといった暴力や、食事を与えないなど世話の放棄といった目に見えるものだけではなく、虐待には大きく分けて5つの種類があります。

■自覚なく虐待している場合も

虐待をしている人に自覚があるとは限りません。高齢者が危険な状態に陥っていても、虐待の自覚がないこともあるのが特徴です。

例



例のように、介護方法や病気への理解が不十分だと、虐待につながることもあります。



身体的虐待

叩く、蹴る、つねるなどの暴力行為やベッドに縛り付ける、など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、子ども扱いする、無視する、など

経済的虐待

年金や貯金を無断で使う、財産を勝手に処分する、など

介護・世話の放棄・放任

食事を与えない、入浴させない、必要な受診をさせない、など

性的虐待

下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、など

香南市地域包括センター
(市高齢者介護課内)

☎0887-57-8511

困ったときや異変に気づいたときはご相談ください。通報者の個人情報を守られます。匿名でのご連絡でも構いません。



お気軽に
ご相談ください！